



鳥取県公報

令和7年3月28日（金）
号外第33号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則（5）（給与課）・・・・・・・・・・ 2
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（6）（〃）・・・・・・・・・・ 11
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則（7）（〃）・・・・・・・・・・ 19

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第5号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

第1条 給料表の適用範囲に関する規則（令和6年鳥取県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																										
<p>別表第3 研究職給料表の適用を受ける職員（第2条関係）</p> <p>1 知事の事務部局</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">組織</th> <th style="width: 80%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本庁</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原子力環境センター</td> <td style="text-align: center;">主幹、主幹研究員、副主幹、主任研究員及び研究員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美術館</td> <td style="text-align: center;"><u>課長（学芸課の課長に限る。）</u>、主幹、主幹学芸員、副主幹、主任学芸員及び学芸員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">2・3 略</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	本庁	略	原子力環境センター	主幹、主幹研究員、副主幹、主任研究員及び研究員	美術館	<u>課長（学芸課の課長に限る。）</u> 、主幹、主幹学芸員、副主幹、主任学芸員及び学芸員	略	略	2・3 略		<p>別表第3 研究職給料表の適用を受ける職員（第2条関係）</p> <p>1 知事の事務部局</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">組織</th> <th style="width: 80%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">本庁</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">原子力環境センター</td> <td style="text-align: center;">主幹、主幹研究員、副主幹、主任研究員及び研究員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">地域社会振興部</td> <td style="text-align: center;">参事（学芸員の資格を有するものに限る。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">美術館</td> <td style="text-align: center;">主幹、主幹学芸員、副主幹、主任学芸員及び学芸員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">2・3 略</td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	本庁	略	原子力環境センター	主幹、主幹研究員、副主幹、主任研究員及び研究員	地域社会振興部	参事（学芸員の資格を有するものに限る。）	美術館	主幹、主幹学芸員、副主幹、主任学芸員及び学芸員	略	略	2・3 略	
組織	職																										
本庁	略																										
	原子力環境センター	主幹、主幹研究員、副主幹、主任研究員及び研究員																									
	美術館	<u>課長（学芸課の課長に限る。）</u> 、主幹、主幹学芸員、副主幹、主任学芸員及び学芸員																									
略	略																										
2・3 略																											
組織	職																										
本庁	略																										
	原子力環境センター	主幹、主幹研究員、副主幹、主任研究員及び研究員																									
	地域社会振興部	参事（学芸員の資格を有するものに限る。）																									
	美術館	主幹、主幹学芸員、副主幹、主任学芸員及び学芸員																									
略	略																										
2・3 略																											

第2条 給料表の適用範囲に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>別表第1 教育職給料表(1)の適用を受ける職員（第2条、第3条関係）</p> <p>1 教育機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">組織</th> <th style="width: 80%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高等学校</td> <td style="text-align: center;">校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u></td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	高等学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、 <u>指導教諭</u> 、教諭、養護教諭	特別支援学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、 <u>指導教諭</u> 、教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u>	<p>別表第1 教育職給料表(1)の適用を受ける職員（第2条、第3条関係）</p> <p>1 教育機関</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">組織</th> <th style="width: 80%;">職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">高等学校</td> <td style="text-align: center;">校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別支援学校</td> <td style="text-align: center;">校長、副校長、教頭、主幹教諭、<u>指導教諭</u>、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u></td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	高等学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、 <u>指導教諭</u> 、教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u>	特別支援学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、 <u>指導教諭</u> 、教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u>
組織	職												
高等学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、 <u>指導教諭</u> 、教諭、養護教諭												
特別支援学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、 <u>指導教諭</u> 、教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u>												
組織	職												
高等学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、 <u>指導教諭</u> 、教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u>												
特別支援学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、 <u>指導教諭</u> 、教諭、養護教諭、 <u>栄養教諭</u>												

	論、栄養教諭、実習教諭、講師、寄宿舎教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員
略	
図書館	指導主事及び資料相談員
略	

2 教育委員会事務局

組織	職
本庁	略
生徒支援・教育相談センター	課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事
略	

3 知事の事務部局

組織	職
本庁	交流推進課
	専門員（外国で日本語の指導を行う者に限る。）
	教育芸術課
	課長補佐、主幹、係長及び副主幹（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）
略	
	子ども発達支援課
	係長及び副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）

	論、実習教諭、講師、寄宿舎教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員
略	
図書館	学校図書館支援員及び資料相談員
略	

2 教育委員会事務局

組織	職
本庁	略
いじめ・不登校総合対策センター	課長補佐（学校教育の指導を担当する者に限る。）、次長（教育相談を担当する者に限る。）、係長（学校教育の指導を担当する者に限る。）及び指導主事
略	

3 知事の事務部局

組織	職
本庁	交流推進課
	専門員（外国で日本語の指導を行う者に限る。）
略	
	子ども発達支援課
	係長及び副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）
	総合教育推進課
	課長補佐、主幹、係長及び副主幹（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）
	山陰海岸ジオパークと大
	主幹、副主幹、総括専門員及び専門員（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）

地方 機関	略	
	公文書館	室長、課長補佐、主幹、副主幹及び専門員
	略	
	倉吉総合看護専門学校	副校長、課長（教務課の課長に限る。）、主幹、教務主幹、副主幹、教務主任及び講師
	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	主幹、副主幹、総括専門員及び専門員（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）

	地の自然館	
地方 機関	略	
	公文書館	課長補佐、主幹、副主幹、総括専門員及び専門員
	男女共同参画センター	課長補佐、主幹、係長及び副主幹（学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。）
	略	
	倉吉総合看護専門学校	副校長、課長（教務課の課長に限る。）、主幹、教務主幹、副主幹、教務主任及び講師

別表第2 教育職給料表(2)の適用を受ける職員(第2条、第3条関係)

1 教育機関

組織	職
小学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭
中学校	
義務教育学校	
略	
図書館	指導主事及び資料相談員
略	

2 教育委員会事務局

組織	職
本庁	略
	生徒支援

別表第2 教育職給料表(2)の適用を受ける職員(第2条、第3条関係)

1 教育機関

組織	職
小学校	校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、講師、助教諭及び養護助教諭
中学校	
義務教育学校	
略	
図書館	学校図書館支援員及び資料相談員
略	

2 教育委員会事務局

組織	職
本庁	略
	いじめ・

援・ 教 育 相 談 セ ン タ ー	(学校教育の指導を担当する者に限る。)及び指導主事
略	
略	

3 知事の事務部局

組織	職
本庁	交 流 推 進 課 教 育 学 術 課
	専門員 (外国で日本語の指導を行う者に限る。) 課長補佐、主幹、係長及び副主幹 (私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。)
略	
子 ども 発 達 支 援 課	係長及び副主幹 (学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)
地 方 機 関	略 公 文 書 館
	室長、課長補佐、主幹、副主幹及び専門員
略	

不 登 校 総 合 対 策 セ ン タ ー	(教育相談を担当する者に限る。)、係長 (学校教育の指導を担当する者に限る。)及び指導主事
略	
略	

3 知事の事務部局

組織	職
本庁	交 流 推 進 課
	専門員 (外国で日本語の指導を行う者に限る。)
略	
子 ども 発 達 支 援 課	係長及び副主幹 (学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。)
総 合 教 育 推 進 課	課長補佐、主幹、係長及び副主幹 (私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。)
山 陰 海 岸 ジ オ パ ー ク 海 と 大 地 の 自 然 館	主幹、副主幹、総括専門員及び専門員 (学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。)
地 方 機 関	略 公 文 書 館
	課長補佐、主幹、副主幹、総括専門員及び専門員
	男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー
	課長補佐、主幹、係長及び副主幹 (学校との連携及び学校における啓発に関する業務を担当する者に限る。)
略	

皆成学園	主幹、係長及び副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	主幹、副主幹、総括専門員及び専門員（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）

皆成学園	主幹、係長及び副主幹（学校等関係機関との調整強化を担当する者に限る。）
------	-------------------------------------

別表第3 研究職給料表の適用を受ける職員（第2条関係）

1 知事の事務部局

組織	職	
本庁	略	
	美術館	課長（学芸課の課長に限る。）、 <u>主幹（試験研究又は調査研究を担当する者に限る。）</u> 、主幹学芸員、 <u>副主幹（試験研究又は調査研究を担当する者に限る。）</u> 、主任学芸員及び学芸員
	衛生環境研究所	所長、次長、室長、 <u>主幹（試験研究又は調査研究を担当する者に限る。）</u> 、主幹研究員、 <u>上席研究員、副主幹（試験研究又は調査研究を担当する者に限る。）</u> 、主任研究員、 <u>研究主任及び研究員</u>
地方機関	山陰海岸ジオ	主幹（試験研究又は調査研究を担当する者に限る。）、主幹学芸員、副主幹（試験研究

別表第3 研究職給料表の適用を受ける職員（第2条関係）

1 知事の事務部局

組織	職	
本庁	略	
	美術館	課長（学芸課の課長に限る。）、 <u>主幹、主幹学芸員、副主幹、主任学芸員及び学芸員</u>
	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	主幹、主幹学芸員、副主幹、主任学芸員及び学芸員
	衛生環境研究所	所長、次長、室長、 <u>主幹、上席研究員、室長補佐、副主幹、主任研究員及び研究員</u>
地方機関		

パーク海と大地の自然館	又は調査研究を担当する者に限る。)、主任学芸員及び学芸員		
農業試験場	場長、室長、 <u>主幹</u> (試験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、上席研究員、 <u>副主幹</u> (試験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、主任研究員及び研究員	農業試験場	場長、室長、 <u>主幹</u> 、上席研究員、 <u>副主幹</u> 、主任研究員及び研究員
園芸試験場	場長、次長、所長、室長、 <u>主幹</u> (試験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、上席研究員、分場長、試験地長、 <u>副主幹</u> (試験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、主任研究員及び研究員	園芸試験場	場長、次長、所長、室長、 <u>主幹</u> 、上席研究員、分場長、試験地長、 <u>副主幹</u> 、主任研究員及び研究員
畜産試験場	場長、室長、 <u>主幹</u> (試験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、上席研究員、 <u>副主幹</u> (試験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、主任研究員及び研究員	畜産試験場	場長、室長、 <u>主幹</u> 、上席研究員、 <u>副主幹</u> 、主任研究員及び研究員
中小家畜試験場	場長、室長、 <u>主幹</u> (試験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、上席研究員、 <u>副主幹</u> (試験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、主任研究員及び研究員	中小家畜試験場	場長、室長、 <u>主幹</u> 、上席研究員、 <u>副主幹</u> 、主任研究員及び研究員
林業試験場	場長、室長、 <u>主幹</u> (試験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、上席研究員、 <u>副主幹</u> (試験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、主任研究員及び研究員	林業試験場	場長、室長、 <u>主幹</u> 、上席研究員、 <u>副主幹</u> 、主任研究員及び研究員
水産試験場	場長、次長、部長、室長、 <u>主幹</u> (試験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、上席研究員、 <u>副主幹</u> (試験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、主任研究員及び研究員	水産試験場	場長、次長、部長、室長、 <u>主幹</u> 、上席研究員、 <u>副主幹</u> 、主任研究員及び研究員
栽培	所長、室長、 <u>主幹</u> (試験研究	栽培	所長、室長、 <u>主幹</u> 、上席研究

漁業センター	又は調査研究を担当する者に限る。)、上席研究員、副主幹(試験研究又は調査研究を担当する者に限る。)、主任研究員及び研究員
--------	--

2・3 略

別表第4 医療職給料表(1)の適用を受ける職員(第2条関係)

知事の事務部局

組織		職
地方機関	略	
	総合療育センター	院長、副院長、部長、医長、副医長及び医師
	略	
本庁	略	
	福祉保健課	課長補佐及び副医長
	略	
	略	

別表第5 医療職給料表(2)の適用を受ける職員(第2条関係)

知事の事務部局

組織		職
地方機関	総合事務所	県民福祉局
		臨床心理主任及び臨床心理士
		保健所
	略	
総合療育センター	課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、療法士長、診療放射線主幹、理学療法主幹、管理栄養主幹、作業療法主幹、言語聴覚主幹、歯科衛生主幹、臨床心理主	

漁業センター	員、副主幹、主任研究員及び研究員
--------	------------------

2・3 略

別表第4 医療職給料表(1)の適用を受ける職員(第2条関係)

知事の事務部局

組織		職
地方機関	略	
	総合療育センター	院長、院長代理、副院長、部長、室長、医長、副医長及び医師
	略	
本庁	略	
	福祉保健課	課長補佐
	略	

別表第5 医療職給料表(2)の適用を受ける職員(第2条関係)

知事の事務部局

組織		職
地方機関	総合事務所	保健所
		参事(人事委員会が定めるものに限る。)
		略
	略	
総合療育センター	課長補佐(人事委員会が定めるものに限る。)、主幹(人事委員会が定めるものに限る。)、診療放射線主幹、理学療法主幹、管理栄養主幹、作業療法主幹、言語聴覚主幹、歯科衛生主幹、臨床心理主幹、臨床検	

		幹、臨床検査主幹、係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、理学療法主任、管理栄養主任、 <u>歯科衛生主任</u> 、作業療法主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、管理栄養士、 <u>歯科衛生士</u> 、衛生技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士及び臨床検査技師			査主幹、係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、診療放射線主任、理学療法主任、管理栄養主任、作業療法主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、管理栄養士、衛生技師、作業療法士、言語聴覚士、臨床心理士及び臨床検査技師
	鳥取療育園	<u>主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、理学療法主幹、作業療法主幹、言語聴覚主幹</u> 、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、 <u>臨床心理主任</u> 、理学療法士、作業療法士、 <u>言語聴覚士及び臨床心理士</u>		鳥取療育園	係長（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び <u>言語聴覚士</u>
	中部療育園	主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、 <u>理学療法主幹、作業療法主幹、言語聴覚主幹</u> 、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、 <u>臨床心理主任</u> 、理学療法士、作業療法士、 <u>言語聴覚士及び臨床心理士</u>		中部療育園	<u>次長（人事委員会が定めるものに限る。）、課長補佐（人事委員会が定めるものに限る。）、主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、副主幹（人事委員会が定めるものに限る。）、理学療法主任、作業療法主任、言語聴覚主任、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士</u>
	略			略	
略				略	

別表第7 海事職給料表の適用を受ける船舶に乗り込む職員（第2条関係）

船長、機関長、航海長、通信長、主幹、漁業取締専門員、一等航海士、一等機関士、副主幹、二等航海士、二等機関士、航海士長、機関士長、通信士長、航

別表第7 海事職給料表の適用を受ける船舶に乗り込む職員（第2条関係）

船長、機関長、航海長、通信長、課長補佐、主幹、漁業取締専門員、一等航海士、一等機関士、副主幹、二等航海士、二等機関士、航海士長、機関士長、通信

海士、機関士、通信士、甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう員	士長、航海士、機関士、通信士、甲板長、操機長、司ちゅう長、冷凍長、甲板員、操舵手、操機手、機関員及び司ちゅう員
---	---

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和7年3月30日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第6号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	組織	職	区分		組織	職	区分
知 事 の 事 務 部 局	本庁	略	3種	知 事 の 事 務 部 局	本庁	略	3種
		課長（美術館の課長を除く。）				課長（ <u>農業振興局農業</u> 大学校の課長を除く。）	
		危機管理専門官				危機管理専門官	
		副本部長				副本部長	
		政策戦略局名古屋代表部の部長				政策戦略局名古屋代表部の部長	
		行政体制整備局職員				行政体制整備局職員	
		人材開発センターの所長				人材開発センターの所長	
		副局長				副局長	
		官房長				官房長	
		美術館の館長				美術館の館長	
		美術館の副館長				美術館の副館長	
		ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局の次長				ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局の次長	
		感染症対策センターの副所長				感染症対策センターの副所長	
		衛生環境研究所の所長				衛生環境研究所の所長	
		衛生環境研究所の次長				衛生環境研究所の次長	
		自然共生社会局山陰				自然共生社会局山陰	
		海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長				海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長	
		くらしの安心局消費生活センターの所長				くらしの安心局消費生活センターの所長	
雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長	雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長						
農業振興局農業大学校の校長	農業振興局農業大学校の校長						

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:60%;"> 美術館の課長 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 副官房長 農業振興局農業大学校の副校長 総括検査専門員 略 </td> <td style="width:20%; text-align: center; vertical-align: top;">4種</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、美術館の館長、美術館の副館長、<u>美術館の課長</u>、理事監、参事監（人事委員会が承認したものを除く。）、主任教授及び検査専門員</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 略</p>		美術館の課長 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 副官房長 農業振興局農業大学校の副校長 総括検査専門員 略	4種	略			略			略	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:20%;"></td> <td style="width:60%;"> 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 副官房長 農業振興局農業大学校の副校長 <u>農業振興局農業大学校の課長（人事委員会が承認したものに 限る。）</u> 総括検査専門員 略 </td> <td style="width:20%; text-align: center; vertical-align: top;">4種</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、美術館の館長、美術館の副館長、理事監、参事監（人事委員会が承認したものを除く。）、主任教授及び検査専門員</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2 略</p>		室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 副官房長 農業振興局農業大学校の副校長 <u>農業振興局農業大学校の課長（人事委員会が承認したものに 限る。）</u> 総括検査専門員 略	4種	略			略			略
	美術館の課長 室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 副官房長 農業振興局農業大学校の副校長 総括検査専門員 略	4種																			
略																					
略																					
略																					
	室長（衛生環境研究所の室長を除く。） 危機管理情報官 原子力モニタリング専門官 副官房長 農業振興局農業大学校の副校長 <u>農業振興局農業大学校の課長（人事委員会が承認したものに 限る。）</u> 総括検査専門員 略	4種																			
略																					
略																					
略																					

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
組織		職	区分	組織		職	区分
知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監	1種	知事 の 事 務 部 局	本庁	統轄監	1種
		部長（政策戦略局名 古屋代表部の部長を 除く。） <u>令和の改新戦略本部</u> の本部長 輝く鳥取創造本部の			部長（政策戦略局名 古屋代表部の部長を 除く。） <u>政策戦略本部</u> の本部長 輝く鳥取創造本部の		

	<p>本部長 <u>男女協働未来創造本部の本部長</u> 会計管理者 政策戦略局東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに 限る。） 政策戦略局関西本部の本部長（人事委員会 が承認したものに 限る。）</p>				<p>本部長 会計管理者 政策戦略局東京本部の本部長（人事委員 会が承認したものに 限る。） 政策戦略局関西本部の本部長（人事委員 会が承認したものに 限る。） <u>美術館整備監（人事 委員会 が承認したも のに限る。）</u></p>	
	<p>理事監 次長（政策戦略局名古屋代表部、衛生環 境研究所及びくらしの安心局消費生活セ ンターの次長を除く。） 局長 政策戦略局東京本部の本部長 政策戦略局関西本部の本部長 原子力安全対策監 行政体制整備局職員 人材開発センターの 所長（人事委員会 が承認したものに 限る。） 総合事務センターの 所長 官房長（人事委員 会 が承認したも のに限る。） 文化振興監 美術館の館長（人事 委員会 が承認したも のに限る。）</p>	<p>2種</p>			<p>理事監 次長（政策戦略局名古屋代表部、<u>ねんり んピックはばたけ鳥 取2024実施本部事務 局</u>、衛生環境研究所 及びくらしの安心局 消費生活センターの 次長を除く。） 局長 政策戦略局東京本部の本部長 政策戦略局関西本部の本部長 原子力安全対策監 行政体制整備局職員 人材開発センターの 所長（人事委員会 が承認したものに 限る。） 総合事務センターの 所長 官房長（人事委員 会 が承認したも のに限る。） 文化振興監 <u>美術館整備監</u> 美術館の館長（人事 委員会 が承認したも のに限る。）</p>	<p>2種</p>

	美術館の副館長（人事委員会が承認したものに限る。） 感染症対策センターの所長 経済産業振興監 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 参事監				美術館の副館長（人事委員会が承認したものに限る。） 感染症対策センターの所長 経済産業振興監 衛生環境研究所の所長（人事委員会が承認したものに限る。） 参事監	
	課長（政策戦略局関西本所及び美術館の課長を除く。） 危機管理専門官 副本部長 政策戦略局名古屋代表部の部長 行政体制整備局職員 人材開発センターの所長 副局長 官房長 美術館の館長 美術館の副館長 衛生環境研究所の所長 くらしの安心局消費生活センターの所長 雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長 農業振興局農業大学の校長	3種			課長（美術館の課長を除く。） 危機管理専門官 副本部長 政策戦略局名古屋代表部の部長 行政体制整備局職員 人材開発センターの所長 副局長 官房長 美術館の館長 美術館の副館長 <u>ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局の次長</u> <u>感染症対策センターの副所長</u> 衛生環境研究所の所長 <u>衛生環境研究所の次長</u> <u>自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館の館長</u> くらしの安心局消費生活センターの所長 雇用人材局鳥取県立ハローワークの所長 農業振興局農業大学の校長	3種
	<u>衛生環境研究所の次長</u>	4種				4種

		政策戦略局関西本部 の課長 美術館の課長 室長 危機管理情報官 原子力モニタリング 専門官 女性相談支援幹 副官房長 農業振興局農業大学 校の副校長 総括検査専門員			
		検査専門員	5種		
地方 機 関	略				
	公 文 書 館				
		館長	3種		
	略				
	東 部 地 域 振 興 事 務 所	略			
		副所長 課長	3種		
	略				
	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	略			
		所長	3種		
	鳥 取 看 護 専 門 学 校	副校長	3種		
倉 吉 総 合 看 護	副校長	3種			
		美術館の課長 室長(衛生環境研 究所の室長を除く。)			
		危機管理情報官 原子力モニタリング 専門官 副官房長 農業振興局農業大学 校の副校長 総括検査専門員			
		主任教授 検査専門員	5種		
地方 機 関	略				
	公 文 書 館	館長(人事委員会 が承認したものに限 る。)	2種		
		館長	3種		
	略				
	東 部 地 域 振 興 事 務 所	略			
		副所長 課長	3種		
	男 女 共 同 参 画 セ ン タ ー	所長	3種		
	略				
	精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	略			
		所長	3種		
鳥 取 看 護 専 門 学 校	次長(人事委員会 が承認したものに限 る。)	4種			
	副校長(人事委員会 が承認したものに限 る。)	3種			
倉 吉 総 合 看 護	副校長(人事委員会 が承認したものに限 る。)	3種			

専 門 学 校	略	
福 祉 相 談 セ ン タ ー	所長	2種
	略	
略		
皆 成 学 園	略	
	所長（人事委員会が承認したものに 限る。） 次長（人事委員会が承認したものに 限る。） 養護課の課長	4種
総 合 療 育 セ ン タ ー	院長	2種
	副院長 部長（事務部及び看 護部の部長並びに医 務部及びリハビリテ ーション部の部長 （人事委員会が承認 したものに限る。） に限る。）	3種
	療法士長 看護師長	5種
鳥 取 療 育 園 中 部 療 育 園	園長	3種
	次長	4種
山 陰 海 岸 ジ オ パ ー ク 海 と 大 地 の 自 然 館	館長	3種
略		

専 門 学 校	略	
福 祉 相 談 セ ン タ ー	所長（人事委員会が承認したものに 限る。）	2種
	所長	3種
略		
皆 成 学 園	略	
	所長（人事委員会が承認したものに 限る。） 次長（人事委員会が承認したものに 限る。） 養護課長	4種
総 合 療 育 セ ン タ ー	院長 院長代理	2種
	部長（事務部、リハ ビリテーション部及 び看護部の部長に限 る。） 副院長（人事委員会 が承認したものに限 る。）	3種
	看護師長	5種
鳥 取 療 育 園 中 部 療 育 園	園長（人事委員会が承認したものに 限る。）	2種
	園長	3種
略		

		農 業 試 験 場	場長	3種	
		園 芸 試 験 場	略		
			次長	4種	
		略			
		家 畜 保 健 衛 生 所	略		
			室長	4種	
		略			
		水 産 事 務 所	所長	3種	
			略		
		水 産 試 験 場	場長	3種	
			略		
略					
教 育 委 員 会 事 務 局 及 び 教 育	教 育 委 員 会 事 務 局	本 庁	略		
			次長 教育次長 所長（人事委員会が承認したものに 限る。） 参事監	2種	
			所長 課長	3種	
			室長	4種	
			略		
			略		

		農 業 試 験 場	場長（人事委員会が承認したものに 限る。）	2種	
			場長	3種	
		園 芸 試 験 場	略		
			次長	4種	
		鳥 獣 対 策 セ ン タ ー	所長	3種	
			略		
		家 畜 保 健 衛 生 所	略		
			室長（人事委員会が承認したものに 限る。）	4種	
		略			
		水 産 事 務 所	所長（人事委員会が承認したものに 限る。）	2種	
			所長	3種	
次長（人事委員会が承認したものに 限る。）	4種				
略					
水 産 試 験 場	場長（人事委員会が承認したものに 限る。）	2種			
	場長	3種			
略					
略					
教 育 委 員 会 事 務 局 及 び 教 育	教 育 委 員 会 事 務 局	本 庁	略		
			次長 教育次長 センター長（人事委員会が承認したものに 限る。） 参事監	2種	
			センター長 課長	3種	
			室長（育英奨学室の 室長を除く。）	4種	
			略		
			略		

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">機</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関</td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。</p> <p>(1) 知事の事務部局の本庁のうち政策戦略局東京本部、政策戦略局関西本部、政策戦略局名古屋代表部、行政体制整備局職員人材開発センター、衛生環境研究所、くらしの安心局消費生活センター、雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業振興局農業大学の職</p> <p>(2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、美術館の館長、美術館の副館長、美術館の課長、<u>人権尊重社会推進局の局長、女性相談支援幹、理事監、参事監（人事委員会が承認したものを除く。）及び検査専門員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 教育委員会事務局の本庁のうち<u>生徒支援・教育相談センター</u>の職</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 略</p>	機		略	関		略	略			略	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">機</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 80%; text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">関</td> <td></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>別表第2（第3条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 この表において「特定職」とは、次に掲げる職をいう。</p> <p>(1) 知事の事務部局の本庁のうち政策戦略局東京本部、政策戦略局関西本部、政策戦略局名古屋代表部、行政体制整備局職員人材開発センター、衛生環境研究所、<u>自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館</u>、くらしの安心局消費生活センター、雇用人材局鳥取県立鳥取ハローワーク、雇用人材局鳥取県立倉吉ハローワーク、雇用人材局鳥取県立米子ハローワーク、雇用人材局鳥取県立境港ハローワーク及び農業振興局農業大学の職</p> <p>(2) 知事の事務部局の本庁の職のうち文化振興監、美術館の館長、美術館の副館長、美術館の課長、理事監、参事監（人事委員会が承認したものを除く。）、<u>主任教授及び検査専門員</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 教育委員会事務局の本庁のうち<u>いじめ・不登校総合対策センター</u>の職</p> <p>(5)～(8) 略</p> <p>2 略</p>	機		略	関		略	略			略
機		略																			
関		略																			
略																					
略																					
機		略																			
関		略																			
略																					
略																					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和7年3月30日から施行する。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

鳥取県人事委員会規則第7号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の職務の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). It contains '別表第5 研究職給料表級別職務分類表 (第2条関係)' with rows for '知事' (Mayor) and '衛生環境研究所' (Research Institute for Health and Environment). The '知事' row shows a change from '課長' (Chief) to '課長' (Chief) in grade 4, and '所長' (Director) to '所長' (Director) in grade 5.

第2条 職員の職務の級の分類に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Revised) and 改正前 (Original). It contains '別表第1 行政職給料表級別職務分類表 (第2条関係)'. The table lists various administrative positions across different departments like '知事本庁' (Mayor's Office), '社会振興部' (Social Welfare Department), '保健部' (Health Department), and '農林部' (Agriculture Department). The 'ねんりんピックはばたけ鳥取2024実施本部事務局' (Nenrinピック Habatake Tottori 2024 Implementation Department Secretariat) is highlighted with a thick border in the revised version, indicating a change in its classification.

略
労働委員会事務局
主事 主事 係長 課長 課長 次長 事務 事務
副主幹 主幹 主幹 主幹 主幹 局長 局長
略
備考 略

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関及び教育委員会事務局	学校	助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師 寄宿舎教諭	主幹教諭 指導教諭	副校長 教頭	校長
	略					
	図書館		指導主事 資料相談員	指導主事 資料相談員		
教育委員会事務局		係長 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	課長補佐 係長 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	教育人材開発主査 指導主査 社会教育主査 高校教育主査 課長補佐		
市町村立学校	助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師	主幹教諭 指導教諭	副校長 教頭	校長	
知事の事務局	本庁		課長補佐 主幹 係長 副主幹 専門員 文化財主事	課長補佐 主幹 係長 副主幹 専門員 文化財主事		
	地方機関	公文書館	室長 課長補佐 主幹 副主幹 専門員	室長 課長補佐 主幹 副主幹 専門員		
	略					
皆成学園		係長 副主幹	係長 副主幹			
山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館		主幹 副主幹 総括専門員 専門員	主幹 副主幹 総括専門員 専門員			

備考 略

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
市町村立学校	助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師	主幹教諭 指導教諭	副校長 教頭	校長	
略						
教育機関及び教育委員会事務局	図書館		指導主事 資料相談員	指導主事 資料相談員		
	略					
中学校	助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 講師	主幹教諭 指導教諭	副校長 教頭	校長	
教育委員会事務局	本庁	係長 指導主事 社会教育主事	課長補佐 係長 指導主事	教育人材開発主査 指導主査 社会教育主査		

略
労働委員会事務局
主事 主事 係長 課長 課長 次長 事務 事務
副主幹 主幹 主幹 主幹 主幹 局長 局長
略
備考 略

別表第3 教育職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
教育機関及び教育委員会事務局	学校	助教諭 養護助教諭 講師 実習助手 寄宿舎指導員	教諭 養護教諭 栄養教諭 実習教諭 講師 寄宿舎教諭	主幹教諭	副校長 教頭	校長
	略					
	図書館		学校図書館 支援員 資料相談員	学校図書館 支援員 資料相談員		
教育委員会事務局		係長 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	課長補佐 次長 係長 指導主事 社会教育主事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	教育人材開発主査 指導主査 社会教育主査 高校教育主査 課長補佐 次長		
市町村立学校	助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師	主幹教諭 指導教諭	副校長 教頭	校長	
知事の事務局	本庁		課長補佐 主幹 係長 副主幹 総括専門員 専門員 文化財主事	課長補佐 主幹 係長 副主幹 総括専門員 専門員 文化財主事		
	地方機関	公文書館		課長補佐 主幹 副主幹 総括専門員 専門員	課長補佐 主幹 副主幹 総括専門員 専門員	総括専門員
	略					
男女共同参画センター		課長補佐 主幹 係長 副主幹	課長補佐 主幹 係長 副主幹			
皆成学園		係長 副主幹	係長 副主幹			

備考 略

別表第4 教育職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
市町村立学校	助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 栄養教諭 講師	主幹教諭 指導教諭	副校長 教頭	校長	
略						
教育機関及び教育委員会事務局	図書館		学校図書館 支援員 資料相談員	学校図書館 支援員 資料相談員		
	略					
中学校	助教諭 養護助教諭 講師	教諭 養護教諭 講師	主幹教諭 指導教諭	副校長 教頭	校長	
教育委員会事務局	本庁	係長 指導主事 社会教育主事	課長補佐 次長 係長 指導主事	教育人材開発主査 指導主査 社会教育主査		

			管理主事 文化財主事 健康管理主事	社会教育主 事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	高校教育主査 課長補佐	
知事の事務部 局	本庁	略	課長補佐 主幹 係長 副主幹 専門員 文化財主事	課長補佐 主幹 係長 副主幹 専門員 文化財主事		
地方 機関	公文書館	略	室長 課長補佐 主幹 副主幹 専門員	室長 課長補佐 主幹 副主幹 専門員		
		略				
		皆成学園	係長 副主幹	係長 副主幹		
		山陰海岸ジオ パーク海と大 地の自然館	主幹 副主幹 総括専門員 専門員	主幹 副主幹 総括専門員 専門員		

備考 略

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部 局	略				
	衛生環境研究所	研究主任	主幹研究員	所長 室長	所長
	略				
	農業試験場			場長	場長
	略				
	水産試験場			場長	場長
	略				
略					

備考 略

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
知事の事務部 局	略			
	地方機関 総合療育センター		部長	院長 副院長 部長
	略			
略				

備考 略

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事 の 事 務 部 局	県民福祉 局	臨床心理 士	臨床心理 士	臨床心理 主任	臨床心理 主任		
	共通					副局長	局長
	総合療育センタ ー	臨床心理 士 臨床検査 技師	臨床心理 士 臨床検査 技師	臨床心理 主任 臨床検査 主任	臨床心理 主任 臨床検査 主任	臨床心理 主幹 臨床検査 主幹	療法士長
	鳥取療育園	臨床心理 士	臨床心理 士	臨床心理 主任	臨床心理 主任		
	中部療育園	臨床心理 士	臨床心理 士	臨床心理 主任	臨床心理 主任		
略							

備考 略

別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
------	----	----	----	----	----

			管理主事 文化財主事 健康管理主事	社会教育主 事 管理主事 文化財主事 健康管理主事	高校教育主査 課長補佐 次長	
知事の事務部 局	本庁	略	課長補佐 主幹 係長 副主幹 総括専門員 専門員 文化財主事	課長補佐 主幹 係長 副主幹 総括専門員 専門員 文化財主事		
地方 機関	公文書館	略	課長補佐 主幹 副主幹 総括専門員 専門員	課長補佐 主幹 副主幹 総括専門員 専門員	総括専門員	
		男女共同参画 センター	課長補佐 主幹 係長 副主幹	課長補佐 主幹 係長 副主幹		
		略				
		皆成学園	係長 副主幹	係長 副主幹		

備考 略

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級				
	1級	2級	3級	4級	5級
知事の事務部 局	略				
	衛生環境研究所	室長補佐		所長	所長
	略				
	農業試験場			場長	場長
	略				
	水産試験場			場長	場長
	略				
略					

備考 略

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級			
	1級	2級	3級	4級
知事の事務部 局	略			
	地方機関 総合療育センター		部長 室長	部長 院長 院長代理 副院長 室長
	略			
略				

備考 略

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級						
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事 の 事 務 部 局	総合事務所					副局長	局長
	総合療育センタ ー	臨床心理 士 臨床検査 技師	臨床心理 士 臨床検査 技師	臨床心理 主任 臨床検査 主任	臨床心理 主任 臨床検査 主任	臨床心理 主幹 臨床検査 主幹	
	中部療育園				次長		
略							

備考 略

別表第9 海事職給料表級別職務分類表(第2条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
------	----	----	----	----	----

組織					
知事の事務部局	航海士 機関士 通信士 甲板員 機関員	航海士 機関士 通信士 甲板員 機関員	船長 機関長 航海長 通信長 副主幹 航海士長 機関士長 通信士長 漁業取締専門 員	船長 機関長 航海長 通信長 主幹 漁業取締専門 員	
略					

組織					
知事の事務部局	航海士 機関士 通信士 甲板員 機関員	航海士 機関士 通信士 甲板員 機関員	船長 機関長 航海長 通信長 副主幹 航海士長 機関士長 通信士長 漁業取締専門 員	船長 機関長 航海長 通信長 副主幹 航海士長 機関士長 通信士長 漁業取締専門 員 課長補佐 主幹 漁業取締専門 員	
略					

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和7年3月30日から施行する。